

電気学会 電気規格調査会標準規格
 JEC-2440：2013 正誤票-1
 自励半導体電力変換装置

発行日：2016年1月5日

項番	ページ, 箇所, 誤/正
1	22 ページ, 7 行~17 行
	<p>誤 a) クラス1 クラス1は, 短絡比が小さい電源系統に接続する自励変換装置に対して適用する。短絡比が大きくても, 例えば1台の変圧器に変換装置用変圧器がない他励変換装置が並列接続される場合, その変換装置の転流期間中, 自励変換装置にとっては入力交流電圧が0になることもあるので, このような自励変換装置にもクラス1を適用する。また, 電源線伝導妨害がイミュニティクラス3又は2にほとんど入る場合でも, 万一の変換装置の事故発生時に著しい被害が予想される時, 又はほかの変換装置若しくは電磁妨害を発生する負荷などが将来同一電源系統に増設されることが予想される時には, クラス1を適用できる自励変換装置にしておくことが望ましい。</p>
2	22 ページ, 27 行~30 行
	<p>正 a) クラス3 クラス3は, 短絡比が小さい電源系統に接続する自励変換装置に対して適用する。短絡比が大きくても, 例えば1台の変圧器に変換装置用変圧器がない他励変換装置が並列接続される場合, その変換装置の転流期間中, 自励変換装置にとっては入力交流電圧が0になることもあるので, このような自励変換装置にもクラス3を適用する。また, 電源線伝導妨害がイミュニティクラス1又は2にほとんど入る場合でも, 万一の変換装置の事故発生時に著しい被害が予想される時, 又はほかの変換装置若しくは電磁妨害を発生する負荷などが将来同一電源系統に増設されることが予想される時には, クラス3を適用できる自励変換装置にしておくことが望ましい。</p>
2	22 ページ, 27 行~30 行
	<p>誤 c) クラス3 クラス3は, 短絡比が大きい電源系統に接続する比較的小容量の自励変換装置に対して適用する。 クラス3を適用した自励変換装置を使用する場合, その運転によって発生する電磁妨害のレベルが無視できることを確認する必要がある。</p>
2	22 ページ, 27 行~30 行
	<p>正 c) クラス1 クラス1は, 短絡比が大きい電源系統に接続する比較的小容量の自励変換装置に対して適用する。 クラス1を適用した自励変換装置を使用する場合, その運転によって発生する電磁妨害のレベルが無視できることを確認する必要がある。</p>